

## 電子経済に関する課税上の課題への対応 ～経済協力開発機構（OECD）への意見書提出～

政策業務第一グループ

「GAFA」（Google、Apple、Facebook、Amazon）と呼ばれるIT企業群が急成長して注目される中、経済の電子化は、伝統的な課税原則や手法では捉えられない国際課税上の課題をあらわにし、各国は見直しの必要性に迫られている。

企業への法人税は、伝統的に物理的拠点のある地において課税される原則となっているが、電子商取引、電子データの交換等、デジタル技術を駆使して、サイバー空間でグローバルに事業を展開する企業の場合、必ずしも物理的拠点を必要としない。

経済協力開発機構（OECD）は2017年3月にドイツで開催されたG20財務大臣会合で求められた、経済の電子化に伴う課税上の課題の整理を行い、2018年3月のG20財務大臣会合（ブエノスアイレス）に、「経済の電子化に伴う課税上の課題に関する中間報告書」を提出。2020年までに、国際的合意に基づく長期的解決策のとりまとめを行う。2019年、日本で開催されるG20においても、OECDはその中間報告をすることとなっている。OECDは、経済の電子化の課題として、主に2点、拠点を持たずに活動できるIT企業群に課税しにくくなっていること、および税率の低い国に拠点を集めることで、税金逃れができるという点を指摘した。

こうした中、OECDは2019年2月13日、公開討議草案「Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of the Economy」を公表し、広く意見募集を行った。公開討議草案は、指摘した2点の課題に対応し、国際課税上のネクサス原則（課税の根拠となる結び付き）や利益配分原則の見直しと税源浸食への対抗措置の2本柱からなる。国際課税原則の見直しでは、IT企業群のその国でのサービス利用者数や利用量をベースに課税すべきとする英国・欧州案、IT企業群に限らずより広い業種に、事業展開する国での顧客基盤やブランド力等無形資産をベースに課税すべきとする米国案、拠点がなくてもその国から定期的収入等を得ている場合にその国で課税できるようにするインドをはじめとする新興国・途上国案の3提案が示されている。商社業界への影響も懸念され、当会は経理委員会およびその傘下の税務コミッティを中心に、公開討議草案に対して会員各社からの意見を募り、3月5日、意見書を提出した。

当会はこの意見書の総論において「“高度に電子化されたビジネス”に限らない、より広範な企業活動に対して二重課税の増加による紛争事案の増加といった、看過できない影響を危惧する」「今回新たに提唱された考え方が、仮に導入されるならば、各国税務当局の間で、解釈に差が出ないように定義を明確化する必要がある」等の考えを述べている\*。

「デジタル課税」の議論は、今後もOECDやG20など、多国間協議の場において引き続き行われるが、当会経理委員会および税務コミッティは、国際的な動向を注視しながら、ビジネスの実態を踏まえた公平かつ適切な国際課税ルールの構築に向け、積極的に意見発信していく所存。



\*当会意見書の詳細は、当会HP「提言・要望」欄をご参照。  
(<http://www.jftc.or.jp/proposals/index.html>)